

○不用品処理

・概要

- (1) 使用中の物品について、その性質の著しい変化が生じたり、実際の使用に耐えないと認められる場合や、修繕不能又は修繕に要する費用が対費用効果を大幅に上回ると考えられる場合には、不用の決定を行い、不用品に組み替えることができる。

・関係法令等

- (1) 自治省通知（昭和38年第93号）
- (2) 義務教育費国庫負担法に基づく教材費の国庫負担金の取扱いについて（昭和53年10月5日付文初財第269号通達）
- (3) 市町村財務規則

・事務処理

	内 容	備 考
調 査	備品照合時等に、廃棄物品に該当するものがあるかどうか、物品管理責任者をとおし、教科主任等に確認の依頼をする	
受 理	教科主任等より不用物品のあることの申出を集約したものを物品管理責任者より受理する	
確 認	修理不能な物品かどうか、実際に目をとおし確認する	
起 案	当該物品を不用物品としたい旨の起案をする	備品廃棄承認申請書等市町村財務規則による物品に
合 議	当校として不用品としてよいか合議する	
決 済	校長の決裁を受ける	備品廃棄承認申請書等
提 出	備品廃棄承認申請書等により地教委を経由して市町村長等へ提出する（ただし、市町村財務規則による）	提出部数は地教委の指示による
指 示	地教委を経由して指示を受ける	
整 理	指示により備品管理台帳等に廃棄等の月日を記入し整理する	
整 理	清掃センター等への搬送等の手続をとり処分する（地教委の指示による場合もある）	

・留意事項

- (1) 使用見込みのあるものについては、ものの効用を最大限に図るため、分類換、所管換、あるいは他の区分への組替等の処理をする。
- (2) 教材、実験材料などの消耗品については、適量を保管するようにする。
- (3) 処分した物品から児童・生徒や教職員の個人情報が出漏りするような事案が生じないように十分配慮し、業者等の選定にも留意しなければならない。
- (4) 家電リサイクル法やパソコンリサイクル法により処分代がかかる物もあるので、予算措置についても検討する。
- (5) 国庫補助金の適用を受けた備品の廃棄承認申請について
 - ① 義務教育国庫負担法で購入した教材の廃棄処分
 - ア 取得価格が1個又は1組50万円以上の教材のうち、処分制限期間内については、文部科学大臣の承認を得て行う。

財 産 名	構造、規格等	処分制限期間
機械・器具	据え付けを要するもの	10年
	据え付けを要しないもの	8年
模 型		6年

イ 取得価格が50万円以下であり、耐用年数以内の備品については、地教委の承認を得て行う。

- ② 理科教育振興法で購入した教材の処分
 - 昭和37年以降取得した50万円以上の備品については、処分制限があるため文部科学大臣の承認を得て行う。

耐 用 年 数 状 況	制限の有無
耐用年数以内の備品	有
耐用年数が経過した備品	無

処分制限内容（補助金の交付目的外使用、譲渡、交換、貸付け又は担保、廃棄等）

- (6) 市町村の財務規則に留意する。